

大分県報

令和四年
四月一日
号外（二八）

（金曜日）

目次

規則

- 大分県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………
- 大分県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する……………
- 大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程の一部改正……………

訓令 甲 教育委員会訓令甲

○規則

大分県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十九号

大分県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

大分県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

〔記名押印又は署名〕

を削り、

ふりがな	（性別）	（生年月日）
氏名	男・女	年 月 日生（満歳）

を

ふりがな

（生年月日）

令和四年四月一日

氏名	年 月 日生（満歳）	に改め
個人番号		

る。

第二号様式中

性別
男・女

を

に改める。

第三号様式中

〔記名押印又は署名〕

を削る。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
（改正前の大分県職業訓練手当支給規則に定める様式による用紙に関する経過措置）
- 改正前の大分県職業訓練手当支給規則第一号様式から第三号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十号

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項に次の一号を加える。

- 前各号に掲げる者のほか、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、知事が特に認める者（前各号に掲げる者その他の現に入居の資格を有する者の入居を妨げない場合として知事が定める場合に限る。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県報号外（規則）

○訓 令 甲
○教育委員会訓令甲

大分県訓令甲第十三号

大分県教育委員会訓令甲第四号

知 事 部 局
教 育 庁

大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程

（令和四年 大分県訓令甲第一号
大分県教育委員会訓令甲第一

号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大 分 県 教 育 委 員 会

別表第二中「土木建築部建設政策課長」を「土木建築部道路保全課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。